

鳥取県補助金等審査会（令和3年度鳥取県公民連携 推進事業補助金審査・検証委員会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県附属機関条例第7条の規定に基づき、鳥取県補助金等審査会（令和3年度鳥取県公民連携推進事業補助金審査・検証委員会）（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（委員長）

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員（委員長が定まる前にあっては、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課長（以下、「県民参画協働課長」という。））が、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議は、県民参画協働課長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（審査基準）

第4条 審査は、別に定める鳥取県公民連携推進事業補助金審査要領（令和3年度に計画策定補助を開始する事業分）に基づき実施する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課において行う。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。